

【公印・契印（省略）】

閣 人 人 第 2 号
令 和 3 年 1 月 7 日

(各府省官房長等) 殿

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について（依頼）

標記につきまして、令和3年1月7日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添）【省略】を踏まえ、特定都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に所在する官署においては、下記のとおり取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、下記の対応について、周知をお願いいたします。

記

1. 出勤回避について

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、業務プロセスの見直しなどの工夫を行い、テレワーク、ローテーション勤務等により、「7割」を目指して職員の出勤回避（終日）に取り組む。

職場に出勤する場合でも、時差出勤等により、可能な限り人との接触の低減に取り組む。

2. 20時以降の不要不急の外出自粛について

20時以降の不要不急の外出自粛について職員に徹底するとともに、その趣旨を踏まえ、幹部・管理職は、効率的な業務遂行に努め、職員が早期退庁できるよう取り組む。

以 上